



第14号
55.9.1



発行者
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口②5975
郵便番号 753

印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口②1712

目次

・本部だより	総務部、厚生部の事業について	総務厚生部長	細野毅	(2)
	昭和55年度予算について	経理部長	岡村正一	(3)
	中国ブロック企画部会報告	企画部長	井尻富士夫	(3)
・お礼の言葉		山口支部	渡邊侃	(4)
・資料	昭和54年受託事業数対照表			(4)
・誌上研修	平均二乗誤差について	本部理事	久野操	(7)
・防長席	小骨少々	山口支部	木下勝	(8)
・隨筆	じじい馬鹿	本部理事	久野操	(10)
・閉幕大会てんまつ記		下関支部	前田博司	(11)
・やぶにらみ下関地名考(2)				(12)
・防長人物抄	長州人のこころ			(14)
・資料	代書業許可証			(15)
・お知らせ				(15)

ひょこたん橋(光市)(読売新聞社提供)



山口県土地家屋調査士会

よりただ本部

総務部厚生部の事業について

総務厚生部長 細野毅

・総務部関係

本年の総会場は環境明媚、交通至便な防府天満宮参集殿で挙行されましたが、特に調査士法制定三〇周年に当り、永年功労会員二十六名及び役員功績者の会長表彰があり、調査士法改正に伴う施行令の制定、規則の全部改正が行なわれ、記念総会として内容の盛り上がる意義あるものであります。

新年度も二ヶ月余りを経過しましたが、全会員の登録名簿申請手続も完了、山口会会則変更申請も法務省より字句点の修正でいざれも六月末日付認可で七月二十二日に受けました。

法改正の確立で調査士の使命職責を自覚し、業務に精通しなくてはならないと思います。

一、証紙点検実施につきまして、証紙貼付状況の調査、非調査士の実態把握、法務局の意向による申請書補正の調査の三点の資料収集をいたします。申請書一ヶ月分を終日作業で法務局各出張所二十四カ所を役員四

十四名、担当区割で九月中を予定しています。

二、会則並びに施行規則の改定整備について、規則附録様式の改正、注意勧告会の設置、会議規則、職員執務内規、役員推薦規則の文案整理を進めています。

三、中国ブロック協議会担当者会議に連合会担当部長派遣による合同会議が催され、水上総務部長より本部と単位会との協調、情報の交換を計り、新体制への組織、親睦を深めた

いと総務所掌事項の報告、説明を述べられました。

④ 法改正のモデル案の成立も九十二条注意勧告規定の扱いを残しているが、会員の指導調査、懲戒処分の問題、会員と委員会、綱紀委員会、法務局側との関連に研究を重ねて九月末迄に成案を予定しています。

⑤ 新法規則関係法令の運用についての研究、他業種との業務区分の問題、損害賠償責任についての明確化。

三、休業補償も損害保険と組合せで扱っていますが、病気、傷害等で補助者にも必要と思います。入会会員協力方の要請あり。その他省略。

四、連合会定期保険は四十五年より発足の厚生事業ですが、加入口数が少なくて対策にも苦労されて来られたのですが保険料一律方式を年令別群別に切換えて、高令者高負担、若年層の加入促進を計る方法を断行、現在全国四、八〇〇人、二七%の加入者で十五番目の山口会は一二五名(内準会員四十五名)二八四口と増員の方向にあります。

五、日調連自家共済会制度は厚生部福祉事業として新設されたもので、山口会も昨年総会で全員加入の承認を得て、樹金は会費値上げに含めて徴収、七月より稼働しておりますが死亡会員三名が弔慰金を受けています。

中国ブロック協議会で連合会山田厚生部長の説明によると、全国五十会で加入単位会十二会に停り、業務遂行に加入者の多数増員が必要であることで山口も連合会役職方の強力な指導を要望し、脱会員への給付金も加算するように提唱しています。

六、高令者会員の福祉優遇措置として昨年度は十三名の会員を選考しましたが、本年三名を追認、十六名に福祉金の支給を決めました。

七、恒例行事である会員親睦団体記録を会員に配布計画。

昨年一年も該当者が出ています。

金の収入額一〇〇円を同業会割
二月で八月末に、ソフトラム大
会を神山市長が月度十月末日には

決定。いずれも講演士会引受けで商店
街主と合同実施をしています。

昭和五五年度予算について

経理部長 岡 村 正

去る五月一日の定期総会において、本年度予算額は二七七万円の諸款を數え有難うございました。この毎年の計画的、賃金が上昇する中において、粗利既得度いは自然増をまかぬため年度会費月一、〇〇〇円引き上げたにもかかわらず、今年度も不動、不變の経費は極力削減につきましたが、再び月二〇〇円引き下げるを得なかつたことを御理解として感謝しております。

本会は子育てで需要とのおり収入は日々近く子会員の会費であることに御了解をお願いいたしました。支出においては給与、備品、会報、消耗品、旅費等の自然増に加え、日用品会費の一人二〇〇円増の八〇〇円に、支度又付金一人二六〇円増の九六〇円を負担せざるを得ならぬ。併せて三二五万円、予算額の十倍あります。

この中特筆すべきものとして充足三十二周年記念の会場費横河の費用、会員の由来者による開催の際の取扱会費について、各会の意見の交換をした結果、今後申三の当社まではトランシット開業をするよう指導し、運営費にとりかかることにあります。一方預金会計である本会預金の互助会員、昨年度決算において三一〇万余の積立てを残しておりますが、会員名簿を整理化する現状において益々強化すべきものと思います。

今年度も、二百金万円を同業会計より繰入額を充実したいと思ひます。今度経済、一般社会情勢の変遷を踏まめつつ組織的な措置を加えて行なべきものと思います。本年は、年計表が新様式となるので、計算会、その他の機会を企てて記載事項について指導を徹底する。特に、内容は専門であるので、詳説対象とは關係ないので、正確に記入していただきたい。

その他として、講壇充熱装置が改定されることになりますので、その説明会を九月中に、開催しておきます。当会はそのまゝ、それらの会で、説明会を開催することと、合意しました。以上が、企画部会の概要内容です。山口会としては、各支局の新規会に出向し、年計表の記載要領等、及び調査実験要領の改定による説明会を行ないたいと考えております。

中国プロツク企画部会報告

企画部長 井 尻 富士夫



七月二十二・二十四日、岡山市にて開いて、中間プロツク協議会主席の吉田相馬部長会長に出席しました。企画部会の協議事項を題を通じて報告します。一、課務用の運用について、各会の意見の交換をした結果、今後申三の当社まではトランシット開業をするよう指導し、運営費についても、その都を適用する。講義会とは常に密接な連絡を保ち、相互協調して組織的措置について特に相接する地域において問題のないよう留意する。

今度度も、二百金万円を同業会計より繰入額を充実したいと思ひます。本年は、年計表が新様式となるので、計算会、その他の機会を企てて記載事項について指導を徹底する。特に、内容は専門であるので、詳説対象とは關係ないので、正確に記入していただきたい。

その他として、講壇充熱装置が改定されることになりますので、その説明会を九月中に、開催しておきます。当会はそのまゝ、それらの会で、説明会を開催することと、合意しました。以上が、企画部会の概要内容です。山口会としては、各支局の新規会に出向し、年計表の記載要領等、及び調査実験要領の改定による説明会を行ないたいと考えております。



山口支那渡邊保

お礼のことば

主　　キ　　六月六日　日本原　　に　　お　　て　　推　　行
された土地家屋調査士正規主三十期　　同様に、この間の開催の際　　お詫び申上げます。

主　　キ　　六月六日　日本原　　に　　お　　て　　推　　行
された土地家屋調査士正規主三十期　　同様に、この間の開催の際　　お詫び申上げます。

主　　キ　　六月六日　日本原　　に　　お　　て　　推　　行
された土地家屋調査士正規主三十期　　同様に、この間の開催の際　　お詫び申上げます。

主　　キ　　六月六日　日本原　　に　　お　　て　　推　　行
された土地家屋調査士正規主三十期　　同様に、この間の開催の際　　お詫び申上げます。

主　　キ　　六月六日　日本原　　に　　お　　て　　推　　行
された土地家屋調査士正規主三十期　　同様に、この間の開催の際　　お詫び申上げます。

本部たより

おめでとうございます

・林本氏地五名
・連合会員書影

・連合会員書影
・大蔵書影

貴は土地家屋調査士として多年の功績を挙げた六月六日法務省より大蔵書影を受けられました。

新本清人、西山哲雄、牛原義雄、各組長及び山口支那渡邊小出在大会員、宇垣支那野田清き昌、並びに有馬島根県足田美代子氏の六名は、本部の山口原土地家屋調査士会における賞状に對して、六月六日連合会連絡会において、法務省三司員より賜物を受けられました。

日和見申述書

資料 昭和54年受託事件件数対照表

管轄	土 地			建 物			合計	
	法務局	年計数	多	1件当り平均額	法務局	年計数	少	
山口	13,003	4,131	31.8	22,000	5,884	4,239	72.9	55,538
岡崎	12,355	3,559	28.6	21,941	4,575	4,236	72.9	55,297
甲府	9,969	3,668	37.1	31,510	4,677	3,924	63.9	33,495
秋	7,447	1,223	17.8	36,290	1,338	1,565	66.4	25,179
宇都	8,415	3,900	47.1	30,484	5,276	3,482	66.9	55,571
下関	8,258	3,292	38.1	31,000	5,388	4,249	74.9	59,207
仙台	59,447	19,912	33.5	35,217	38,158	20,790	73.8	27,967

付属のものも二三つ
見なれた書類のその底に
見なれた書類のその底に



補正エレジー
吉野山子主と水谷謹
一はナカモニスコアマツア
云ふアスカの手のつもり
こんな無用の一回をお務りして譲
うござる。専任に近いたてられて
あわててかけの仕事である
お詫び申上げます。

主　　キ　　六月六日　日本原　　に　　お　　て　　推　　行
された土地家屋調査士正規主三十期　　同様に、この間の開催の際　　お詫び申上げます。

主　　キ　　六月六日　日本原　　に　　お　　て　　推　　行
された土地家屋調査士正規主三十期　　同様に、この間の開催の際　　お詫び申上げます。

主　　キ　　六月六日　日本原　　に　　お　　て　　推　　行
された土地家屋調査士正規主三十期　　同様に、この間の開催の際　　お詫び申上げます。

主　　キ　　六月六日　日本原　　に　　お　　て　　推　　行
された土地家屋調査士正規主三十期　　同様に、この間の開催の際　　お詫び申上げます。

誌上研修

平均二乗誤差について

本部理事 久野操



不動産登記事務取扱手続規則（以下簡略といふ）第25条第4項の、国土調査法施行令別表第4（以下簡略といふ）に準拠点の位置調査の割合が規定されているが、平均二乗誤差については、現状として一般性を欠いている。

それは、準拠点の位置調査は、一準地測量において準拠点を測定する基礎とした測量点と当該準拠点との相対的距離の許容精度を示しており、平均二乗誤差とはいわば各準拠点が平均的にもつている誤差だと解説されているが、山口県下において測量点を基礎とする測量は、盛岡市の一帯において行われているにすぎないからである。

しかし、この適用範囲を拡大すれば、不動産登記事務取扱手続規則と規定する考え方を否定できない。この場合、勿論座標値の算定は不可能ではあるが、恒久的地物の上点からの平均二乗誤差の算定はできる筈である。今年度は若狭市においても、測量点位置が行われるようであるが、この平均二乗誤差についての理論的、実用的解明理解を得れば、明日からの一帯測量にも恵みに役立つことになるだろう。

1. 最確値と補正値

われわれは同じ条件のもとで測量しても測るたびごとにその値が違う。

それが真的値であるかわからない。たまたま一致する値であっても、それが真的値だと測定する根拠はない。そこでその真的値に最も近い値、すなわち、近似値を見つけてこれを真的値の代わりに用いる以外に方法がない。その選択において、見つけた数値を「最確値」と呼び、真値ではないが最も確からしい値として、選定しなければならない。

測量平均値は、この最確値を表わす。

$$\bar{x}_n = \frac{x_1 + x_2 + x_3 + \dots + x_n}{n} = \frac{\sum x}{n} = \frac{(\bar{x})}{n} \quad (1)$$

ただし \bar{x}_n : 平均平均値
最確値

x_1, x_2, \dots, x_n : 測量値

n : 測量回数

$$\sum x = (\bar{x}) = x_1 + x_2 + x_3 + \dots + x_n$$

また、測量値と最確値との差を誤差（ δ ）といふ。次式で示される。

$$\delta = x - \bar{x}$$

また、補正値は、測量の符号をかえたもので、绝对値は等しく、測量値に補正値を加えれば、最確値となるような値である。測量値の処理上、符号の符号をかえて補正するよりも、補正値として求めた値を、そのまま符号で測量値に補正する方が、処理上便利である。測量と绝对値が同じだから、同じ符号を用いると、

$$\delta + \delta = 0$$

$$\therefore \bar{x} + \delta = \bar{x} \quad (2)$$

2. 平均二乗誤差

上述の測量の誤差 $\delta_1, \delta_2, \delta_3, \dots, \delta_n$ の2乗の和を測量の総数で割った平方根を、その測量の平均二乗誤差（ m^2 ）といふ。

$$m^2 = \frac{\delta_1^2 + \delta_2^2 + \delta_3^2 + \dots + \delta_n^2}{n} = \frac{\sum \delta^2}{n} = \frac{(\bar{\delta}^2)}{n} = \frac{(\bar{\delta})^2}{n}$$

$$\therefore m = \pm \sqrt{\frac{\sum d^2}{n}} = \pm \sqrt{\frac{(\delta^2)}{n}} = \pm \sqrt{\frac{(dd)}{n}}$$

ところで、真誤差と残差との間には、次の関係がある。

$$\frac{\sum d^2}{n} = \frac{\sum \delta^2}{n-1}$$

したがって、残差を用いて平均二乗誤差を表わせば、

$$m = \pm \sqrt{\frac{\sum \delta^2}{n-1}} \quad \cdots \cdots \cdots \textcircled{4}$$

すなわち、④式は重みの等しい1観測値の誤差を平均二乗誤差で示したものである。

(注) 1観測値の誤差という言葉の意味は、真誤差の場合、たとえば、三角形の閉合誤差 $d_1, d_2, d_3, \dots, d_n$ のように、それぞれ違った数値の一つ一つの誤差をいうのではなく、 n 個の観測値全体を通じて一つの三角形の閉合誤差は、どのくらいあるかという意味で、いわば代表的に表わすところの一つの閉合誤差をいう。これは残差の場合も同様である。

測量は、その観測した値についてその最確値を求めることが目的であるから、その最確値にも、どの程度の誤差が含まれているかを調べて、最確値の精度を表わすことにしなければならない。それは、測量の結果についてこの値はどの程度まで信頼できるかということを表わす意味で、最確値に、その誤差を計算してつける習慣になっている。

ところで、最確値 (x_0) の平均二乗誤差 (m_0) と、観測値の平均二乗誤差 (m) との間には、次の関係がある。

$$m_0 = \frac{m}{\sqrt{n}} \quad \cdots \cdots \cdots \textcircled{5}$$

ただし、 n : 観測回数

したがって、この式に④式の m の値を代入すると、最確値の平均二乗誤差 (m_0) は、次式で示される。

$$m_0 = \frac{m}{\sqrt{n}} = \pm \sqrt{\frac{\sum \delta^2}{n(n-1)}} \quad \cdots \cdots \cdots \textcircled{6}$$

この⑥式が、別表第4に示されている平均二乗誤差である。

【例題1】

2点A・Bの距離を同じ条件、同じ要領で3回測って、次の値を得た。

115.237 m 115.240 m 115.232 m A・Bの距離を求めよ。

【解答】

同じ条件で、しかも同じ要領で測ったのであるから、観測の重みは等しい。したがって、⑥式から

測定値 (m)	$\delta = \ell - x_0$ (mm)	δ^2
$\ell_1 = 115.237$	+ 0.7	0.49
$\ell_2 = 115.240$	+ 3.7	13.69
$\ell_3 = 115.232$	- 4.3	18.49
$x_0 = 115.2363$	$\sum \delta = + 0.1$	$\sum \delta^2 = 32.67$

$$\text{算術平均値: } x_0 = 115.2 + \frac{0.037 + 0.040 + 0.032}{3} = 115.2 + 0.0363 = 115.2363 \text{ m}$$

よって、 x_0 の平均二乗誤差は m_0 は

$$m_0 = \pm \sqrt{\frac{\sum \delta^2}{n(n-1)}} = \pm \sqrt{\frac{32.67}{3(3-1)}} = \pm 2.33 \text{ (mm)}$$

$$\therefore x_0 = 115.236 \pm 2.3 \text{ mm}$$

23を切り上げて = 115.236 ± 3 mm

(注) 最確値に誤差をつけて精度を表わす意味は、上記の場合、この値は $115.239 \text{ m} \sim 115.233 \text{ m}$ の範囲は保障できないが、 115.240 m 以上となったり、 115.232 m 以下になるようなことはないという意味である。いいかえれば、この測定精度は、

$$\frac{0.003}{115.236} \div \frac{1}{38.400} \quad \text{ということである。}$$

3. 実際問題として

図根点からある境界点までの距離を同じ条件で少くとも3回以上測定すれば、直ちに例題のとおりの計算ができる、平均二乗誤差の値を求めることができる。

われわれが行う一筆測量において平均二乗誤差を算出するための距離の測量は、普通3回位でよいのではないかと思う。当初述べたように、山口県下において図根点設置箇所は僅かであるが、恒久的地物の1点から、境界点までの割合を行い、平均二乗誤差を算定し、同時に、その1点から境界点の相対的角度をも測定しておけば、境界点復元の場合にも役立つものである。(以上)

(注1) この稿は中川徳郎著「図解測量演習」を参考にさせて戴いた。

(注2) 1つの未知数の値を求める場合、同じ条件で行われた n 個の観測値(同一重量)があるとき、この最確値の観測値全部の算術平均値であるが、いま n 個の観測値を $\ell_1, \ell_2, \ell_3, \dots, \ell_n$ としその最確値を x とすれば観測値に伴う誤差方程式と重量は

$$\left. \begin{array}{l} \ell_1 - x = \delta_1 p_1 \\ \ell_2 - x = \delta_2 p_2 \\ \cdots \cdots \cdots \\ \ell_n - x = \delta_n p_n \end{array} \right\} \quad \cdots \cdots \cdots \quad \textcircled{A}$$

であるが、これらは同じ条件で観測されたものであるから、重量は等しい。

$$\therefore p_1 = p_2 = p_3 = \cdots \cdots = p_n = 1$$

最小二乗法の根本原理は、誤差の二乗の総和を最小にするよう解くことであるから

$$\delta_1^2 + \delta_2^2 + \delta_3^2 + \cdots + \delta_n^2 = \min \quad \textcircled{B}$$

Ⓐ式とⒷ式で

$$(\ell_1 - x)^2 + (\ell_2 - x)^2 + (\ell_3 - x)^2 + \cdots + (\ell_n - x)^2 = \min \quad \textcircled{C}$$

となる x を求めればよい。

このため Ⓑ式の右辺を x について微分したものを 0 とおいて解く。

$$2(x - \ell_1) + 2(x - \ell_2) + 2(x - \ell_3) + \cdots + 2(x - \ell_n) = 0 \quad \textcircled{D}$$

$$\therefore n x - (\ell_1 + \ell_2 + \ell_3 + \cdots + \ell_n) = 0$$

$$\therefore x = \frac{\ell_1 + \ell_2 + \ell_3 + \cdots + \ell_n}{n} = \frac{\Sigma_n}{n} \quad \textcircled{E}$$

Ⓐ式によって算術平均値は最確値であることがわかる。

(注3) (注2) の $(\ell_1 - x)^2$ の微分は $y = (\ell_1 - x)^2$ において、 $u = \ell_1 - x$ とすれば

$$y = u^2 \quad \frac{dy}{du} = 2u = 2(\ell_1 - x)$$

$$\frac{du}{dx} = -1$$

$$\frac{dy}{dx} = \frac{dy}{du} \cdot \frac{du}{dx} = (-1) \times 2(\ell_1 - x)$$

$$= 2(x - \ell_1)$$

以上

防長席

小骨少々

山口支部 木下勝

私は、山口県司法書士会の月報「樹友」誌上に、屢々種々の論稿を載せて貢っている。

それは、人をして言わしむれば、極めてユニークであるといふ。当局を刺激するかもしれない部分もある会員には好評を以て迎えられてゐるといふ。

或は、見方によれば、まるでドンキホーテが槍を振り回している様なものかもしれないが、なまじ、憲法などというものを、一頭熱心に学んだばかりに、わが業界周辺に、私の憲法感覚をいたく刺激することが多いのに業を煮やした迄のことである。

これは、人権規定全てに通ずること乍ら、本来、公権力の行為を制約するものではあるが、民間に於ても、その精神を汲んで行動することが望ましいに決っている。にも拘らず、当局への遠慮からか、書ては、しばしば、私の論稿は掲載前に修正を受けたものであった。しかし、現在の

広報部長は、憲法感覚豊かな法学徒である。お蔭で、私は検閲を受けることなく言論の自由を享受させて貢つてゐる。

本会の広報部長も、言論の自由を尊重することにかけては人後に落ちない。だからこそ、私の論稿がどんな傾向を有するか、十分承知の上で、「一つ、大骨小骨のあるヤツを書いて下さい」と言われる。

そこで今回は、まず手はじめに、当局批判の、いわば大骨は抜きにして、取敢えず小骨少々あるところを述べてみることにする。

さて、私は、司法書士会の、報酬研究委員長というのをやらされているが、私の個人的見解は、ともすると、この公的な肩書の枠を、突き破り勝ちとなる。

まさに、奥野法相の置かれたのと同じ立場である、と言つたら、向うが苦笑するかもしれない。

彼が、右に外れていることは確かだが、私は果してどちらに外れていると言うべきか。即ち、私の見解では、司法書士は、法律家であるべきだし、実定法上も、昭和五三年改正

法で、法律家として認知された、といつて良いと思う。

然るに、その報酬体系は、依然として代書業務に対するそれである。

私は、これに強い不満を抱き、書て「樹友」誌上に、「現行報酬体系を批判する」と題する一文を載せたこともある。意識の高い大方の司法書士も同様に考へているとみえ、毎年へといつてもまだ二回だが、日司連絡会に於て、報酬規定の抜本的改訂を求める決議案が提案され、溝場一致可決されている。本年も、山口会の難波会長が提案し、全会一致可決されたところである。

一方、調査士業務に対する報酬について、我々の知識や技術に対する評価ともいべき、調査測量及び申請手続の報酬額の絶対額が決して満足すべきものでは無いといえないが、報酬体系そのものについては、附則第三項の運用を通じて、不十分乍らも、要した労力に応じた報酬額を算出する事が開かれている点、より合理的な体系であると思ふ。

従つて、問題は当局にあるよりも、むしろ断然比較的合理的な報酬規定であり乍ら、会員中に、殊更自己の知識、技術、労力を過小評価して、或は故意に事件説教の目的を以て、報酬のダントンをとする者がある点にあると言わなくてはならない様に思ふ。

ビングは論外として、困るのは、競られたるダンピングである。この競られたるダンピングの態様は、いろいろ考へられるが、例えば、

①トランシット測量等、精度の高い測量を行い、当然2表を適用すべき事案であるに拘らず、「賤貨は良貨を駆逐する」グレシャムの法則に従つて、1表固ち平板測量の報酬水準に合せてしまう。

②高い難度指数を付すべき事案であるに拘らず、当該指数を乗じない。③出張旅費を全く算入しない、又は実際より低減する。

④通常の業務範囲を超えて労力を費したにも拘らず、これを算入しない。と言つたものが考えられる。

これらを総括すれば、何れも、自己の知識、技術又は労力を過小評価しているところに共通点がある。そんなに自己の価値を卑しめて迄事件を説明したいのかと、皮肉の一つも言いたくなるが、中には、相手が、それを説明したいのかと、皮肉の一つも言いたくなるが、中には、相手が、

ともかくも不動産を所有する、立派な中産階級で、我々の報酬など、その不動産の価値に較べれば、およそ問題にならないということを看過して、人様の懐具合まで心配して差上げて、「こんなに高くは戴けません」と遠慮したり、「自分が承知で犠牲を払うだけだから良いではないか」という様に、単純に、善意でダンピングをしている人もあるかも知れない。

しかし、この様な行為の困った点は、たとえ、善意であっても、当該行為は、他の会員の足を引っ張り、調査士の社会的地位の向上を妨げるに変りはないという点である。

多勢の調査士と接する機会のある不動産業者などが、正しく計算された報酬額を「高い」と称するのは、一方に斯かる善意のへ? ダンピングをする会員がいるからである。

考へてもみよ。単純に算術計算してみても、報酬が、平均二倍ならば、半分の事件数で同じ収入が得られるのだから、そうあくせくしないでも生活でき、余暇には、高い社会的評価に堪えるだけの勉強ができ、更に会務に奉仕する時間も十分とれることがある。

これが、逆に報酬額が平均二分の一になつたらどうか。自分の意志で、半額にダンピングしても同じことである。同じ収入を得るのに二倍勤がなくてはならない。勉強や会務どころではあるまい。

これでは日雇人夫と同じで、到底知的職業と言うを得ない。世間の評価もその線から一步も向上しないのであるまい。

低からしめることに思いを到さねばならない。斯かる行為は、一人よりの独善的行為にすぎないというべきである。

斯かる行為が結果として自分の首をも締めることになるということに気がつかない程、彼らは愚かなのであろうか。所謂薄利多売を心懸け、仮令一円でも他より安くして事件を譲り、稼げるだけ稼ごうという心根、斯かる商人的態度を拒否するのだが、品位保持、不当説止の注意に他ならない。

司法書士同様、調査士にも斯かる規定のあること自体、調査士も亦、ビジネスでなく、プロフェッショナルであるとの表徴なのである。

茲で断つておくが、私は私利私慾から報酬をダンピングする会員を攻撃しているのではない。たとえば、電話帳を見て、調査士に片っ端から電話して、一番安い所に頼む様な連中、或は、安いと定評のある所へ依頼する不動産業者など、私は來て貰わなくとも良いのだ。

又、半ば駆け引きでもあらうが、「他所は斯く斯くの安い料金でやっている」などと云つて牽制する手合に妥協する程弱腰でもない。

報酬ダンピングを、事件誘致の目的としたのなら固より違法であるが、仮令、善意であっても、正当な報酬を得ようとする行為は、如上の様な形で他の会員の足を引っ張り、ひいては調査士全体の社会的評価を

帰結にすぎないと思つてゐる。私は唯、調査士の社会的地位の向上の為には、報酬ダンピングこそ最大の障害の一つであるということを強調して言つてゐるのである。

次に、同じ様に調査士の社会的地位の向上を妨げる行為を、もう一つだけ挙げておこう。

それは、報酬の集金をするということである。それは本人なら無論のこと、補助者にさせて同じことである。

それは、自由診療時代の医者が、看護婦に医療報酬の集金などさせたら、世間の物議になつたであろうことを想起してみればわかる。

前述の様に、私は、調査士も亦、医師と同様、ビジネスに非ずしてプロフェッショナルの範疇に入ると思つてゐるが、そうだとすると商売人の様に集金なんかするのは以ての外といふことになる。

法務局では、我々のことを「業者」などという不愉快な呼称を以て呼んでゐる様であるし、又、民事局の高官の中には、公其嘱託登記に関連して、司法書士や調査士も一種の商売なのだから、発注官庁を巡つて注文取りの努力をせよ、みたいなことを言ふ人もある。

これは、明らかに、法律に於ける我々の性格規定、即ち我々の職務のプロフェッショナル性と矛盾する。尚

売なんてことを言うのなら、不当説致を禁する必要はないではないか。商売だつたらむしろ公取委の言ふべきである。

そこで御用聞き類似の行為をやつても構わないのなら、集金ぐらいやつたうといふことはない、というところになって本論の如きは根底から覆えされてしまう。

個人としてはいけないが会としていか。へこうは言つても公取委諸氏の御苦勞、御功績を否定しているのではない。厭な役をよくぞ堪えて下さったと思う。

とうとう我々も八百屋並にされしまつたか。それにしても当局の御都合主義には呆れてしまつ。抑々、嘱託登記の書類の悪さにホトホト困り果て、事態改善の一方策として嘱託登記を我々にやらせる様斡旋しようと言つ出したのは当局ではなかつたか。それが仲々実現困難だといふことになると、今度は、我々の性格規定を狂げて迄、注文取り、御用聞きをやれと言う。

大骨抜きのつもりで始めたのに、とうとう大骨も少々入つてしまつた。これが仲々実現困難だといふことになると、今度は、我々の性格規定を狂げて迄、注文取り、御用聞きにつかえない様御用心あれ。

集金に行かなければならぬことなら、事件の受託そのものをしないことである。集金杯というミットモニタートな方法もある。それすらしない様な相手なら訴訟をすればよい。

「何もそこまでしなくとも」といふ人があるかもしれないが、これなどみんな同種の請求なのだから、兄弟会の説で、司法書士会に指導して貢って、定型化した訴訟のパターンを見ておけば各自で簡単にやれるのではないか。

これをやるメリットは、調査士といふものを軽くみて書めている連中、一へこういう手合が、とかく報酬を値切ったり、払わなかつたり、集金にこさせたりするのだーに、調査士も亦法律知識を有する者であることを知らしめ、所謂コツもてをさせることができ、社会的地位の向上に役立つという点に在る。

安い報酬で受託したり、ハイカラ、ハイカラ集金に歩いている様なことでは、調査士の社会的地位の向上は覚束なく、いつまで経つても低い報酬水準に甘んじなくてはならず、従つて勉強する暇もなく、朝から晩まで、暮るまも借んで働かなくては喰えないのである。だから、役員なんかやる余裕もない、仮令なつても会務に割ける時間などありはしない、だから

が初めからわかっている様な依頼人ことである。集金杯というミットモニタートな方法もある。それすらしない様な相手なら訴訟をすればよい。

良い加減にお茶を觸るということになる。

それでも役員を引受けるのはまだ良い方で、お鉢が回つて来そうになると逃げまわる、つまり会への帰属意識の薄弱な、わが事のみ考える会員が増え、会が弱体化するといふことになる。

会が弱体化すれば、会員の社会的地位の向上も遅々として進まないであらう。

この悪循環を断ち切る為には、会員各自が自覚して、何事につけ、万事毅然たる態度をとる以外にない。

そうすれば、自ら報酬ダンピングその他調査士の品位を損う様なことはできなくなるであろう。

と、ここまで書いてきてハタと気がついた。

本当に本稿を読んで欲しい会員は、本稿を読む暇もない位、忙しいのではないかといふことである。笛断くてはもう何をか言わんや、これではいくら三好会長がシャカリキになつてもかなわぬことである。笛吹けど踊らず、とはこの事か。

昭和五十五年七月二十日、私も、

今今まで、母親の胎内で、羊水

人並みに「おじいちゃん」の肩書きをつけてもらつた。私より若い人達がすでに同じ肩書きをもつてゐる中で、万が一、はじめてその肩書きをもらつてみると、嬉しい氣もするがその反面、「おじいちゃん」と呼ばれる年になってしまったのかと何だか淋しい気もする。

今はともあれ、まるまるとした男の児が、ものの見事に初孫として生み声をあげたのであるからめでたい限りではある。

自分の子より、孫の方が可愛いといふことをよく耳にするが、果してどうなのかどうか、誕生後十日足らずではその実感が湧かない。子と孫とどちらが可愛いいかを比較するのもおかしな話だろう。子の立場や位置づけと孫のそれは、すでに次元の違うものであつて、比較するそのことがそもそも誤りであろう。まあ、しかし、スヤスヤと眠つてゐる無邪気な顔、ギヤギヤと無心に泣く声……又匂なしに愛らしいと思うかも知れない。

誕生後ちょうど一週間目に退院した。土曜日の午後である。好きな開幕もその日は休んで簡単な寝台を作つた。勿論、娘ムコと合作である。寝七十七センチメートル、横五十センチメートルの枠を組み、高さ約十センチメートルの脚で固定した。脚のさきにはボロキレを巻きつけ殺虫剤を吹きつける。わが家は山の近くにあって大小の娘やムカデと同居しているので、それを防ぐためだ。作り上げたときは、全身汗ビッショリだった。

三隨筆三 じじい馬鹿

本部理事 久野

操





囲碁大会でんまつ記

今年の羽根碁会は8月21日開催された。折あしく前日の集中配りのため、翌日になつて参列できなかった会員の方もあつたが、それでも受付場所で並び、羽根碁会開催を待ち、準備された。

羽根碁会の二番棋は8月22日、などやかな雰囲気で終づけられた。

試合は松原七名（一級）と、



じじい馬鹿もいろいろあると思うが、私は、世に出たりよれたじじい馬鹿だけにはなきたくない。もつとも、と大抵のところからみた馬鹿のじじい馬鹿になることを避けたい。それがそのためには、私は頭を弄す、腰をやう、前を三振すべきである。

私は実相手もない方向けに愚痴してしまつ。

結果内閣誕生者算不出の間、私の大金不運に困うことなく、マスクで馬鹿を振りいている。日本、世界で最も多く使われる言葉。

「馬鹿」

じじい馬鹿もいろいろあると思うが、私は、このじじい馬鹿をかすめた。手遅れが馬鹿をかすめた。

これが防衛とか、やれ何とかと、政府の選人はいろいろと正論をつけながら、勤務手帳の細胞に薬を注入するはうであるが、まだ、どう、わが國は相手のものに、まわりしゃらしておらず、にじりりとしか

議院予算の初期かを防衛手帳へ私はに付わせれば、福澤さちひにつき込むうちに、子育てに身動きでまくらなる時がくるのは必定であろう。ここでは、相手にのぼつてくるのが、布良利の復活である。それによつて、福澤さちひのように、たゞても、食事へてかかづて、私達の年配の婆さんが、福澤さちひのほうがおつてで裏側には開かれています。

日本がこのように、だらう、いつまでも、世界へて難くことをお許し難いたい。ここは福島、東京で死んだ結果は、ますますでいいです。

日本がこのように、たゞても、食事へてかかづて、私達の年配の婆さんが、福澤さちひのようになりたい。これは、福島の復活よ。福島は、明治まで、年頃をつくろうのうえでの祖方に反対し、平和にして

親類から机を譲り、中村先生を駆せ出され、結婚された。各先生方、地区中間、六四寸四分の天地を日向の越半は駆く贈り、福島の妻が義父の一日であつた。

なお、昨日の参加者をみると、一位は九十位までの入賞者は次の通り。

一組不附、裁判、裁判
小林祐男（二級）草木（一級）一級、渡辺（一級）
（西）渡辺謙行（四級）原田清貴、
石川尚（十級）・喜多義生、谷村修（二級）
（西）中村正司（八級）野村耕
（西）渡辺謙行（四級）原田清貴、
武田裕亮（五級）安本賀（五級）

本堂士列（講堂士合事務所、義母）

今年の大会は大変なものによる不参加の二ダループが知られて開始され、それでは五種を引手筋方式で実戦を展開。結果は松原七名（一級）と、

やぶにらみ下関地名考(2)

下関支部 前田博司

どこまで延びても海と山

たいていの港町には、たとえば大阪の船場、長崎の船大工町、本博多町、函館の船見町といった港町らしい町の名がいくつも見られるものが、下関にはどうしたものか、観音崎・竹崎・長崎・伊崎などの崎・や入江・細江といった江、あるいは壇の浦・今浦の浦など自然地形に由来する地名ばかりが目につく。

これは唐戸地区から開けていった下関の町並みが、乏しい汀線に張りついた格好で横へ横へと伸びていったために、いきおい地形地名が優位を占めたということもあらうが、戸戸時代に下関の町が長府藩(豊前田以東)・清末藩(伊崎、竹崎)・萩藩(新地)の三つの別個の統治地区に分けられていたためか、他の港町と比べて、港町全体としてまとまつた発展がなされなかつたことによるようにも思われる。

全国の城下町や多くの港町が、そ

れた一郭を示し、小路は通りをはさんで一帯が生活空間を共有している地域を称していたものらしい。従って当時の小路の名には、はまぐり小路・さざえ小路・篠利小路・千年小路・万年小路、いろは小路などとにかく庶民的な命名がなされていて興味深い。

第二次大戦による戦災によつて下関の市街地が壊滅してから、これら的小路はほとんど見受けられなくなりこうしたチヨウとマチとの微妙な

区別も日本語から消えてしまつたものか、比較的にその由来が新しい町の名は、当時の新設町名も含めてマチと呼ばれるほうが多い。

市街地の人口が増すにつれて、行政上の便宜から從来の町がいくつかの区域に分けられるが、下関では地形上どうしても東西に分割されることになる。

南部(なべ)・細江などがその例だが、面白いことに下関では「西」側が圧倒的に優勢であった。

西之端(にしのはし)・西南部(にしなべ)・西福江など、それと対応するはずの「東」の地名が当初からないか、あっても著名ではない。

これは、下関の町並みが、赤間町附近から西へ西へと発展していく名残りなのかもしれない。

もともと、現在では西南部・西細江がそれぞれ南部町・細江町と当初

の町名に復帰しているのは、下関市の「西」への発展が一段落した現状を象徴的に物語ついているようにも感じられる。そういえば、西之端の地名も今はバスの停留所名として残っているにすぎない。

下関の町並みは、当初は海岸の通りの山側に町家が軒を列ねる。片側町であつたのが、やがて通りの海側をも人家が埋めつくし、さらに背後の丘陵を町並みがはいのぼつていつた。

したがつて、次に出来てくる町の名は、上田中・上新地などと「上」(かみ)の呼び名をかぶせたり、茶山・笹山・丸山・桜山などと「山」(やま)の町名であった。

明治以降、市街地の拡大につれて次々と新らしい町名が誕生した。大正年間の市街地図を見ると、年号に因んだ大正通りや、火薬通りといった物騒な地名が記されている。

こうした戦前の通称町名の多くは、その後行政区画の変更などでその町名が正式に採用されなくとも、バスの停留所の名称などで、たとえば、「新聞町」とか「新開町」などと跡所に生きながらえている。

やがて長門の国名を取つてか、長門町が生まれ、ついで竹崎沖の埋立て地に大和(やまと)町という社大名町名も誕生した。

だが港町でありながら、現在下関には、港に関係ある町名は、なぜか

長府の・港町・を除いて外に見あたらない。

まことに不思議な・港町・である。

本町というそのままの町名もある。こうした本町は、由来をたどってみると比較的に新しく成立した町であることが多い。

マチマチのまちニユータウン

関西町という町名がある。

下関の西部にある町だから、そう名付けたのだろうと思うのは早合点すぎる。

実は、そこに関西小学校があることから、いっしょに近くの通りを関西通りと呼び、それが関西町となつた次第。

この関西小学校は、明治六年竹崎に設けられたのを、昭和三年に現在位置に移したものである。

向洋町といふのも、ここに向洋中学校があることに由来している。

下関では、戦後新設された中学校に文洋・玄洋などと稱にちなんで洋・洋を付けて命名しており、向山に設置された中学校といふことで向洋中学校とした。

それが、めぐりめぐつて向山町とは別個の向洋町が成立する機縁となつた。

下関市立大学が山の田に設置されたのは、昭和三十七年のこと。

やがてその周辺が開けてきて、町名をつける必要が生じたとき一帯を「大学町」と称した。

神社や寺の所在によって、金比羅町、阿弥陀寺町とするならともかく、

それと同じ発想で公式に大学町と命名するとは、オラが町にも公立の大学がアルテュといった田舎フペーのつっぱりぶりがうかがわれる。

地名といふものは一種の文化遺産でもある。すでにそこになくなつたものが地名では、今だに生きつづけていることがある。

東駅という地名がある。今もサンデンのバス停にその名をとどめていることがある。

私鉄の終点で、東下関駅といつた。当時、後田の別府という所に設けられたこの駅から小串まで大正三年から十四年まで列車が運行していたのである。

大正十四年にこの路線の内幡生小串間が国鉄に買収され、その後山陽電軌が残りの部分を購入し、電車の名はそのまま継承され、電車が廃止された今も東駅の名はバス停の名で残っている。

その付近一帯の正式の町名は羽山町となり、東駅の地名が消えるのも、そう遠くはあるまい。

綾羅木本町・川中本町・関西本町などと本町を名乗る地名も多い。

さらに、その地区に新しい住宅地が出来ると、今度は綾羅木新町・長崎新町・新松原町などの「新町」町名が誕生する。

方針によつて地域を細分化するのもうつの流れとやらで、山の田は下関の副都心の一つにすら数えあげられるほどにぎやかさ。

新都市候補地の秋根も、方針のフルセットに加えて、本町・中央町もあるほどにぎやかさ。

最近この山側の国道沿いに、千鳥ヶ丘畠地なる造成地が出現。

現代ではコマーシャルのためならば千鳥すらも陸にあげる世相になってしまったらしい。

住居表示の実施によつて、長崎が長崎新町・長崎中央町といつた名稱でかなり内陸部にまで及んでいる

のは、本来の海岸地名・長崎・の意味が忘れられてしまったからか。

それはまだしも、長崎町一丁目があつて、二丁目は地図のどこを探しても見当らない。

おそらく、次の住居表示実施の際に、その二丁目を設けるつもりだつたのが、住民の反対か何かで二丁目予定地が轟発してしまったものらしい。まさに現代の怪談としか言いようがない。

長府の殿様が外艦の砲撃をさけて移りすんだ勝山御殿跡があることから名付けられたものだが、これでは田倉御殿という旧跡があつたように錯覚してしまう。

長府羽衣町は、長府松原町の上手に位置し、松原の上にあるのは天女の羽衣という宿落から命名されたのだが、そのうちに三保の松原ならぬ長府の羽衣伝説が成立するかもしれない。

長府に千鳥ヶ浜という干拓地があり、その名のように海辺は水鳥の楽天地となつてゐる。

長府に千鳥ヶ浜という干拓地があり、その名のように海辺は水鳥の楽天地となつてゐる。

最近この山側の国道沿いに、千鳥ヶ丘畠地なる造成地が出現。

現代ではコマーシャルのためならば千鳥すらも陸にあげる世相になつてしまつたらしい。

住居表示の実施によつて、長崎が長崎新町・長崎中央町といつた名稱でかなり内陸部にまで及んでいるのは、本来の海岸地名・長崎・の意味が忘れられてしまつたからか。

それはまだしも、長崎町一丁目があつて、二丁目は地図のどこを探しても見当らない。

おそらく、次の住居表示実施の際に、その二丁目を設けるつもりだつたのが、住民の反対か何かで二丁目予定地が轟発してしまつたものらしい。まさに現代の怪談としか言いようがない。

防長人物抄

長州人のこころ

- (1) 公共の利益のためには、個人の権利が多少制限されてもやむをえない。
（一位）
- (2) 多少自分の考えに合わない点があつてもみんなの意見に合わせたい。
（一位）
- (3) 人間には、それぞれ分に応じた生活があるのだから、あまり不満を持つべきではない。
（一位）
- (4) 税金があがつても、社会福祉をもつと充実してほしい。
（一位）
- (5) 天皇は尊敬すべき存在だ。
（一位）
- (6) 国や役所のやることには従つておいたほうがよい。
（二位）
- (7) 世の中が変つても農業は国のもとだと思う。
（二位）
- (8) ふだんの生活はできるだけ切りつめてお金や財産を残したいと思う。
（三位）
- (9) 子どもの教育には生活をきりつめても金をかけるべきだ。
（三位）
- (10) 今の世の中では自分のことばかり考えて、ほかのことには無

- 関心の人が多いと思う。
（三位）
- （11）今の世の中では、義理人情がすたれて暮しにくくなつたと思う。
（三位）
- （12）如今の世の中では、実力があつても、学歴がなければなかなか社会で認めてくれない。
（四位）
- （13）昔からあるしきたりは尊重すべきだと思う。
（四位）
- （14）40年以上の人の言うことには自分をおさえて従うほうがよいと思う。
（四位）
- （15）姉男と女では全体として能力に差があると思う。
（四位）
- （16）姉男と女ではつらいことだと思う。
（四位）
- （17）如今の世の中は大きな組織の力が強すぎて一人一人の庶民は無力だと思う。
（五位）
- （18）この世の中のどんなものも人の心もすべて減びやすく変りやすいものだと思う。
（五位）
- （19）おだやかで変化のない生活がしたいと思う。
（五位）

- （20）山口県が好きという意見は、全国四位を示しており、こうしたアンケートの内容とともに、愛郷心においても山口県内は全国四位のパロメーターアラウスしている。
- （21）ちなみに、自分の県が好きだとする全国ランクの上位三県は、宮崎、北海道、静岡の順となっている。
- （22）このNHK全国県民意識調査をまとめた「日本人の県民性」という書物には山口県民の性格を次のようにとりまとめている。
- （23）「山口は全国でももつとも伝統的な価値観が生活のなかに生きている県である。天皇や国、役所についての考え方、あるいは古くからのしきたりに対する態度、また、現状に満足する生活態度などはその典型的な例である。明治維新の長州藩の活躍に誇りを感じる人も、ことに年配の人には多い。
- （24）山口ではまた、おだやかで変化の門に分れるが、人との考え方の地域差は非常に小さい。そして「自然に恵まれた歴史と伝統の國」というのが県民による山口県の評価ということである。



目における全国各県内の山口県の順位を示したものである。

このアンケートにおいて、

今住んでいる所は住みよい所だと

思うという意見は、四位。

山口県が好きという意見は、全国四位を示しており、こうしたアンケートの内容とともに、愛郷心においても

山口県内は全国四位のパロメーター

アラウスしている。

ちなみに、自分の県が好きだとす

る全国ランクの上位三県は、宮崎、

北海道、静岡の順となっている。

このNHK全国県民意識調査をま

とめた「日本人の県民性」という書

物には山口県民の性格を次のように

とりまとめている。

「山口は全国でももつとも伝統的

な価値観が生活のなかに生きている

県である。天皇や国、役所について

の考え方、あるいは古くからのしき

たりに対する態度、また、現状に満

足する生活態度などはその典型的な

例である。明治維新の長州藩の活躍

に誇りを感じる人も、ことに年配の

人には多い。

山口ではまた、おだやかで変化の

門に分れるが、人との考え方の

地域差は非常に小さい。そして「自然に恵まれた歴史と

伝統の國」というのが県民による山口県の評価ということである。

お知らせ

会員異動状況報告（四月一八月）

一、入脱会状況

支部	徳山	宇部	徳山
氏名	前田	長尾	前田
異動年月日	五五・四・一	五五・四・一	五五・四・一
異動事由	下松市岐山通三丁目五番地	宇部市常盤町一丁目六番一八号	下松市岐山通三丁目五番地
事務所	(廃業)	(廃業)	(廃業)

二、事務所変更

支部	岩国	徳山	支部
氏名	東	平井	氏名
異動年月日	五五・五・一	新谷	異動年月日
事務所	徳山	徳山	徳山
新事務所	地の三	熊毛郡布施町大字下田布施九六七番地	徳山
記	大島郡久賀町大字久賀四一五七番地の一	熊毛郡布施町大字下田布施九六七番地	徳山
記	徳山市大字徳山四九八一番地の四一	大島郡久賀町大字久賀四一五七番地の一	徳山
記	徳山市大字久米一四〇三番地	徳山市大字徳山四九八一番地の四一	徳山
記	徳山市岐山通二丁目一五番地	徳山市大字久米一四〇三番地	徳山
記	下松市大字西豊井字御一四五八番地三	徳山市岐山通二丁目一五番地	徳山
記	新南陽市大字富田二四二四番地の一二	下松市大字西豊井字御一四五八番地三	徳山
記	山口市大字平井一五三番地の一	新南陽市大字富田二四二四番地の一二	徳山
記	宇部市上町一丁目四番一三号	山口市大字平井一五三番地の一	徳山
記	下関市大字豊浦村一〇四七番地の二二	宇部市上町一丁目四番一三号	徳山
記	下関市細江町二丁目二番八号	下関市大字豊浦村一〇四七番地の二二	徳山
記	下関市綾羅木本町三丁目一番二六号	下關市細江町二丁目二番八号	徳山
記	豐浦郡豊浦町大字川棚六八七〇番地	下關市綾羅木本町三丁目一番二六号	徳山
記	下關市細江新町三番四五号	豊浦郡豊浦町大字川棚六八七〇番地	徳山
記	下關市細江新町三番四五号	下關市細江新町三番四五号	徳山
記	豊浦郡菊川町大字吉賀一四六二番地の一	豊浦郡菊川町大字吉賀一四六二番地の一	徳山
記	徳山市大字久米三二三六の一三	豊浦郡菊川町大字吉賀一四六二番地の一	徳山

三、休業届

下関	支部	氏名	休業年月日	事由
神田	支部	氏名	休業年月日	事由

日調連が法制定三十周年 記念論文を大募集！

日調連は法制定三十周年記念行事の一環として、全国の会員から左記要旨により記念論文を募集しています。

ふるってご応募ください。

なお、この件は、連合会会報第二八四号に掲載されています。

八四号に掲載されています。

- （必着）
○新橋駅前ビル一号館
日本土地家屋調査士会連合会宛
封筒左下欄に「記念論文」と朱書のこと。

- 1.課題 「調査士業務の改善進歩を図るために具体的策について」
- 2.原稿枚数 二〇〇字詰原稿用紙三枚以内
- 3.締切り 昭和五十五年十月末日

- 4.送付先 東京都港区新橋二一二
○新橋駅前ビル一号館
日本土地家屋調査士会連合会宛
封筒左下欄に「記念論文」と朱書のこと。
- 5.応募資格 土地家屋調査士会会員
の連合会会報記念号誌上
- 6.発表月 十一月又は十二月発行

- 7.謝礼 一席（一名） 五万円
二席（二名） 三万円
三席（三名） 二万円
入選（二名） 各一万円

★記録的な長雨と冷夏。
調査士殺すに刃物はいらぬ雨の三日も降ればよい。

調査士の皆さん、よくぞ御無事でこの夏を生き抜かれました。

私は、心身のつっぱり棒がはずれて、最悪のバイオ

リズムの夏がありました。会報発行のおくれ、平に御容赦ください。

まずは善く幸せな自民党いや、國家にしてください。お願ひします。

★原稿をお寄せください。事務局あてにあなたの声を待っています。